

葛飾清掃工場受付搬入等業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和6年7月

東京二十三区清掃一部事務組合

目次

1	業務の概要	1
(1)	業務名	1
(2)	葛飾清掃工場の概要	1
(3)	業務概要	1
(4)	履行期間	1
(5)	履行場所	1
(6)	提案限度価格	1
(7)	最低制限価格	1
2	参加資格要件	2
3	受託候補者選定の手順及びスケジュール	3
4	施設見学会の実施	3
(1)	参加申込	3
(2)	申込受付期間	4
(3)	施設見学会決定の通知	4
5	参加手続き	4
(1)	要求仕様書の交付	4
(2)	参加申請	4
(3)	参加資格確認及び結果通知	5
6	募集要項、要求仕様書及び施設見学会における質問受付及び回答	5
(1)	質問受付期間	5
(2)	回答方法	5
7	業務提案書等の提出	5
(1)	提出書類	6
(2)	提出部数	6
(3)	受付期間	6
(4)	失格	6
8	受託候補者の選定	6
(1)	評価手順	6
(2)	評価基準	7
(3)	失格	7
9	受託候補者選定結果通知	7
10	契約	8
11	その他留意事項	8
12	問合せ先及び提出先	9

葛飾清掃工場受付搬入等業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1 業務の概要

(1) 業務名

葛飾清掃工場受付搬入等業務委託

(2) 葛飾清掃工場の概要

焼却能力：500t/日（250t/日・炉×2基）

敷地面積：約 52,000 m²

(3) 業務概要

ア 廃棄物搬入車の受付、対応、管制及び手数料徴収

（ごみクレーンの手動運転を含む）

イ 主灰等のバンカ管理及び搬出等

（灰クレーンの手動運転を含む）

ウ 構内道路及び緑地を含むその周辺の清掃

エ 建築機械設備（給排気ファン、ポンプ等）の点検等及び照明用ランプ等の交換

オ 建築機械設備室等の清掃

カ その他作業（日常作業及び保守管理等）

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

なお、業務成績が良好な場合に限り、翌年度も継続して契約を行う。ただし、継続して契約を行う期間は5年を限度とする。本業務に係る契約は年度ごとに行い、毎年度の予算議決を条件として継続して契約を行う。

(5) 履行場所

葛飾区水元一丁目20番1号 葛飾清掃工場

(6) 提案限度価格

172,070,000円（税抜き）

提案限度価格を超えた額を提案した場合は、失格とする。なお、11 その他留意事項（8）の理由により、契約時の予定価格は変わる可能性がある。また、単年度の金額を示したものであり、継続して契約を行った場合の金額は含まれていない。

(7) 最低制限価格

本募集において最低制限価格を設定し、提案価格書において最低制限価格を下回った場合は失格とする。

2 参加資格要件

参加者は次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- ① 東京電子自治体共同運営サービスにおいて東京二十三区清掃一部事務組合の競争入札参加資格を有し、本要項公表時において下記の業種等条件を満たしていること。

【業種等条件】

「190 その他の業務委託等」の営業種目においてA等級800位以内であり、取扱品目として「14 ごみ処理施設運転等業務」の登録をしていること。

- ② 東京二十三区清掃一部事務組合契約事務規則(平成12年規則第51号)第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。
- ③ 東京二十三区清掃一部事務組合競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成13年6月26日付13清総契第98号副管理者決定)に基づく指名停止期間でないものであること。
- ④ 東京二十三区清掃一部事務組合契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年9月8日付23清総契第245号管理者決定)に定める入札参加除外措置要件に該当しないこと。
- ⑤ 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、東京二十三区清掃一部事務組合が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にないものであること。
- ⑥ 平成27年度以降、官公庁において廃棄物搬入車の受付業務を受託した実績を有し、かつ下のアからオのいずれか2項目以上の業務を受託した実績を1年以上有すること。
 - ア 車両誘導業務
 - イ 手数料徴収事務
 - ウ 道路・緑地等の清掃業務
 - エ 給排気ファン等の点検業務
 - オ ごみクレーンまたは灰クレーンの運転業務
- ⑦ 単体企業であること。ただし、再委託については「東京二十三区清掃一部事務組合委託条項第3条 一括再委託の禁止」による。
- ⑧ 業務責任者においては、令和4年度以前から連続して正社員として勤務しているものを配置すること。

なお、事業者とは異なる企業において、平成27年度以降に官公庁における廃棄物搬入車の受付業務の業務責任者として、業務開始前までに

3年以上の経験を有したものが、事業者の正社員として雇用される場合も可とする。

⑨ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

3 受託候補者選定の手順及びスケジュール

日程（予定）	項目
令和6年7月8日（月）～ 令和6年7月19日（金）	施設見学会の申込受付
令和6年7月8日（月）～ 令和6年8月9日（金）	要求仕様書の交付
令和6年7月24日（水）	施設見学会参加決定通知
令和6年7月29日（月）～ 令和6年8月2日（金）	施設見学会
令和6年8月5日（月）～ 令和6年8月14日（水）	参加申請書の提出受付
令和6年8月23日（金）	参加資格確認結果通知
令和6年8月30日（金）～ 令和6年9月5日（木）	募集要項、要求仕様書及び施設見学会における質問受付期間
令和6年9月13日（金）	募集要項、要求仕様書及び施設見学会における質問回答
令和6年10月7日（月）～ 令和6年10月11日（金）	業務提案書等の提出受付
令和6年11月14日（木）	一次評価結果通知
令和6年12月3日（火）～ 令和6年12月11日（水）	二次評価（ヒアリング等）
令和6年12月20日（金）	受託候補者選定結果通知

4 施設見学会の実施

参加を検討しているものを対象に、次のとおり当該施設の見学会を実施する。対象者は「2 参加資格要件」に掲げる資格を持つ参加希望者とする。また、見学会への参加者は5名程度までとする。

(1) 参加申込

見学会参加希望者は、以下に従い「12 問合せ先及び提出先」に申込書類を電子メールで提出すること。また、電子メール送信後、速やかに書面も郵送等で提出すること。

なお、本施設見学会の参加は任意とする。

- ア 実施予定日
令和6年7月29日(月)から令和6年8月2日(金)までの期間
の中で1時間30分程度
- イ 申込書類
 - (ア) 施設見学会参加申込書【様式1-1】
 - (イ) 会社概要【様式2】
 - (ウ) 実績一覧表【様式3】
 - (エ) 「2 参加資格要件」⑥⑧を証明する書類
 - (オ) その他、参加資格要件を証明するために必要な書類
- (2) 申込受付期間
令和6年7月8日(月)から令和6年7月19日(金)午後5時まで
- (3) 施設見学会決定の通知
施設見学会決定の通知は、令和6年7月24日(水)までに施設見学会参加決定通知書【様式1-2】で申込書に記載されている担当者あてに電子メールで送付する。

5 参加手続き

- (1) 要求仕様書の交付
 - ア 交付期間
令和6年7月8日(月)から令和6年8月9日(金)午後5時まで
 - イ 交付場所
「12 問合せ先及び提出先」のとおり
 - ウ 事前予約
要求仕様書の交付を希望する場合は、事前に日時を予約すること。
 - エ その他
要求仕様書の交付後、参加申請しない場合は「12 問合せ先及び提出先」に要求仕様書を簡易書留等の配達記録が残る方法で返却すること。
- (2) 参加申請
参加申請するものは、以下に従い「12 問合せ先及び提出先」に簡易書留等の配達記録が残る方法で提出すること。
 - ア 提出書類
以下に示す書類を各2部提出すること。受付後、申請書に記載されている担当者あてに連絡する。
 - (ア) 参加申請書【様式4】
 - (イ) 会社概要【様式2】
 - (ウ) 実績一覧表【様式3】

(エ) 「2 参加資格要件」⑥⑧を証明する書類

(オ) その他、参加資格要件を証明するために必要な書類

イ 提出期間

令和6年8月5日(月)から令和6年8月14日(水)午後5時まで

(3) 参加資格確認及び結果通知

ア 参加資格確認の実施

参加申請者が本募集要項に示す「参加資格要件」を満足することについての確認を行う。

イ 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、令和6年8月23日(金)までに参加資格確認結果通知書【様式5】で申請書に記載されている担当者あてに郵送する。

ウ 参加不可

次に掲げる項目に該当するときは、参加不可とし、書面によりその旨を通知する。参加不可の通知があった場合は「12 問合せ先及び提出先」に要求仕様書等を簡易書留等の配達記録が残る方法で返却すること。

(ア) 「2 参加資格要件」に掲げる資格のない者が提出した場合

(イ) 提出期限を過ぎて提出した場合

(ウ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合

(エ) 虚偽の内容が記載されている場合

6 募集要項、要求仕様書及び施設見学会における質問受付及び回答

募集要項、要求仕様書及び施設見学会における質問がある場合は以下に従い、質問内容を質問書【様式6】に記入の上、「12 問合せ先及び提出先」に電子メールで提出すること。また、電子メール送信後、速やかに書面も郵送等で提出すること。

(1) 質問受付期間

令和6年8月30日(金)から令和6年9月5日(木)午後5時まで

(2) 回答方法

すべての質問及び回答については、令和6年9月13日(金)までに回答書【様式7】で全参加者あてに電子メールで回答する。

7 業務提案書等の提出

以下に従い「12 問合せ先及び提出先」に簡易書留等の配達記録が残る方法で提出すること。

(1) 提出書類

- ア 業務提案書提出届（表紙）【様式8】
- イ 業務提案書【様式9-1～29】
- ウ 提案価格書【様式10】

(2) 提出部数

正本1部、副本10部をそれぞれフラットファイルに綴じて、提出すること。

また、提出書類をPDFにした電子媒体（CD-RまたはDVD-R）を1部提出すること。

なお、正本の表紙には会社名を記入し、副本は表紙、業務提案書及び提案価格書等を含め、参加事業者が特定できるような名称やロゴマーク等を使用しないこと。

(3) 受付期間

令和6年10月7日（月）から令和6年10月11日（金）午後5時まで

(4) 失格

次に掲げる場合に該当するときは、失格とし、書面によりその旨を通知する。失格の通知があった場合は「12 問合せ先及び提出先」に要求仕様書を簡易書留等の配達記録が残る方法で返却すること。

- ア 提出期限を過ぎて提出した場合
- イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- ウ 提案限度価格を超えた場合
- エ 最低制限価格を下回った場合

8 受託候補者の選定

当組合が設置する葛飾清掃工場受付搬入等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、総合的に業務実施能力等を評価する。選定委員会にて設定した評価基準に基づき、公平かつ厳正に評価を行い、最も優れた提案を行ったものを受託候補者として選定する。

(1) 評価手順

ア 一次評価（書類評価）

選定委員会において業務提案書等の提出書類を評価し、二次評価する者を選定する（3者）。

イ 一次評価結果通知

一次評価結果は、令和6年11月14日（木）までに一次評価結果通知書【様式11】で申請書に記載されている担当者あてに電子メールで通知する。また、電子メール送信後、速やかに書面も郵送する。

一次評価で受託候補者として選定されない旨の通知があった場合は「12 問合せ先及び提出先」に要求仕様書を簡易書留等の配達記録が残る方法で返却すること。

ウ 二次評価（ヒアリング等）

二次評価参加者に対し、令和6年12月3日（火）から令和6年12月11日（水）までに、東京区政会館14階入札室にて、業務提案書等の提出書類に関して提案内容の説明を受けヒアリングを行う。時間は説明30分、質疑応答15分を予定する。出席者は本業務委託における配置予定の業務責任者を含めて5名以内とする。説明については、原則として配置予定の業務責任者が行うものとする。なお、パワーポイントを使用して説明を行う場合、パソコン及びプロジェクタは提案者側で用意し、事前に使用する旨を「12 問合せ先及び提出先」に連絡すること。詳細については二次評価参加者に書面で通知する。

エ 受託候補者の選定

一次評価点及び二次評価点の合計点を評価値とし、評価値の最も高い者を受託候補者に選定する。

(2) 評価基準

別紙「葛飾清掃工場受付搬入等業務委託公募型プロポーザル評価基準」参照

(3) 失格

次に掲げる場合に該当するときは、失格とし、書面によりその旨を通知する。失格の通知があった場合は「12 問合せ先及び提出先」に要求仕様書を簡易書留等の配達記録が残る方法で返却すること。

ア 二次評価の参加に応じない場合

イ 二次評価における説明内容と業務提案書等の内容が著しく異なる場合

9 受託候補者選定結果通知

受託候補者選定結果は、令和6年12月20日（金）までに二次評価参加者に対して受託候補者選定結果通知書【様式12】で申請書に記載されている担当者あてに電子メールで通知する。また、電子メール送信後、速やかに書面も郵送する。なお、交付した要求仕様書は「12 問合せ先及び提出先」に簡易書留等の配達記録が残る方法で返却すること。

また、選定結果については東京二十三区清掃一部事務組合ホームページ (<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>) で公表する。

10 契約

選定された受託候補者は、提出書類に基づき、契約書類の詳細および金額について協議し、合意に達した場合に契約を行う。

選定された受託候補者が契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合、虚偽の記載が判明した場合、辞退した場合、又はその他の理由において受託候補者との契約交渉が不成立となった場合は、当該受託候補者との優先交渉権を取り消し、次点者を受託候補者として契約交渉を行う。

なお、契約保証金は、東京二十三区清掃一部事務組合契約事務規則第48条に基づき、手続きを行う。

11 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は日本語を用いること。また、通貨は日本円とすること。
- (3) 「3 受託候補者選定の手順及びスケジュール」はあくまでも予定であり、変更が発生した場合は速やかに通知する。
- (4) 提出する業務提案書は、1者につき1案とする。
- (5) 提出された業務提案書等については返却しない。また、提出された提案書は、受託候補者の選定以外に使用しない。ただし、業務を受託した場合は提案の履行状況の確認のために使用する。
- (6) 書類提出期限後の記載内容変更は、誤記等の軽微なものを除き一切認めない。
- (7) 契約締結時までに参加資格要件を満たさなくなった場合、提出書類等に虚偽の記載や不正行為が判明した場合は失格とし、書面をもって通知する。
- (8) 本件契約は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までに東京二十三区清掃一部事務組合議会で可決された場合において、令和7年4月1日に確定するものであり、本募集は、令和7年度予算の成立を前提に年度開始前の準備行為として行うものである。

このため、本業務委託における予算が成立しなかった場合は、契約を締結しないものとする。この場合においても、本プロポーザルの参加に際し支出したすべての費用（準備行為も含む）については参加業者の負担とする。
- (9) 業務を受託する者は、履行開始日において業務を支障なく遂行できるよう、万全の体制を整えること。
- (10) 参加申請書提出後、参加を辞退する場合は参加辞退届【様式13】を「12 問合せ先及び提出先」に簡易書留等の配達記録が残る方法で提出すること。

- (11) 本委託に関連する業務内容等を変更する場合は、協議により決定するものとする。

12 問合せ先及び提出先

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館13階

東京二十三区清掃一部事務組合施設管理部施設課

電話番号 03-6238-0847

午前9時から午後5時まで(土日・祝日及び正午から午後1時までを除く)

FAX番号 03-6238-0780

メールアドレス t23sisetu-sis@union.tokyo23-seisou.lg.jp